

平成23年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) みなとみらい21埋立事業

ア 付帯工事等一式

(2) 南本牧埋立事業

ア 埋立土量 2,550,000 m³

イ 付帯工事等一式

(3) 金沢木材港埋立事業

ア 付帯工事等一式

(4) 新山下町貯木場埋立事業

ア 付帯工事等一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 完成土地収益	8,878,911 千円
第1項 営業収益	2,228,990 千円
第2項 営業外収益	6,649,921 千円
支 出	
第1款 完成土地費用	6,697,486 千円
第1項 営業費用	2,545,415 千円

第2項 営業外費用 4,132,071 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,951,139千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 50,759,819 千円

第1項 みなとみらい21
埋立事業収入 123,020 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 50,636,799 千円

支 出

第1款 資本的支出 58,710,958 千円

第1項 埋立事業費 11,142,938 千円

第2項 企業債償還金 47,548,020 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	ア 土地	みなとみらい21 埋 立 地	93,000m ²	売 却
	イ 同上	南本牧埋立地	50,000m ²	同 上
	ウ 同上	新山下町貯木場 埋 立 地	48,000m ²	同 上

平成23年2月10日提出

横 浜 市 長 林 文 子